



発行 新潟県
第 55 号
 令和元年11月12日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 29 新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則（税務課）
- 30 新潟県核燃料税条例施行規則（税務課）

告 示

- 622 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 623 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 624 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 625 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 626 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 627 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 628 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 629 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 630 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 631 道路の区域変更（道路管理課）
- 632 道路の供用開始（道路管理課）

規 則

新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第29号

新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則

新潟県核燃料税条例（令和元年新潟県条例第2号）の施行期日は、令和元年11月15日とする。

新潟県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

令和元年11月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第30号

新潟県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県核燃料税条例（令和元年新潟県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申告書等)

第2条 条例第10条第1項及び第2項の申告書並びに同条第3項の修正申告書は、別記第1号様式によるものとする。

(申告納付期限の指定申請等)

第3条 価額割の納税義務者は、条例第7条第2項の取得原価が確定しないため発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月（条例第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月）を経過する日の属する月の末日までに申告納付することができないときは、当該日の15日前までに別記第2号様式による核燃料税の申告納付期限指定申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、申告納付期限の指定の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(県税規則の適用)

第4条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号。以下「県税規則」という。）の適用については、県税規則第5条第3号中「県たばこ税」とあるのは「県たばこ税及び核燃料税」と、県税規則別記第41号様式中「地域振興局」とあるのは「総務管理部税務課」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年11月15日から施行する。

(新潟県核燃料税条例施行規則の廃止)

2 新潟県核燃料税条例施行規則（平成26年新潟県規則第62号。次項において「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規則は、新潟県核燃料税条例（平成26年新潟県条例第71号）附則第5項の期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税の賦課徴収事務等の取扱いについては、前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第2条関係）

(その1)

申 告 書				
核 燃 料 税 価 額 割 修 正 申 告 書				
新潟県知事 様	年 月 日	※処 理事 項	発 信 年 月 日	精 査 検 算
			通 信 日 付 印	
原子炉設置者の主たる事務所の所在地				
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名 ㊞				
法 人 番 号				
この申告の担当部課名及び担当者の氏名		部 課 名 担 当 者 名 電 話 番 号		
申告区分	摘 要	課税標準額	税 率	税 額
申告納付 額	申 告 額	円	/100	円
	納 付 年 月 日	年 月 日		
修正申告	修正申告額 (ア)	円	/100	円

納付額	当初申告額(イ)	円	/100	円
	差引増差額(ア) - (イ) (この申告による納付金額)	/		円
	増差税額納付年月日	年 月 日		
備考				

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 「税額」欄は、税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 (その2)

価 額 割 の 課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書

原子炉設置場所	核燃料の炉内挿入年月日	年月日から 年月日まで
原子炉名	条例第4条第2項第1号又は第2号に定める日	年月日 (条例第4条第2項第 号該当)

課税対象核燃料(新規挿入分)				課税対象とならない核燃料	挿入核燃料の合計体数
挿入核燃料の体数 (単価別区分)	核燃料の単価 ① (円/g u)	核燃料の重量合計 ② (g u)	取得価額 (課税標準額) ①×②(円)	再挿入分体数	
				/	/
合計 ③ 体	平均単価 円/g u	総重量 g u	総取得価額 円	④ 体	③+④ 体

記載要領

- 1 この明細書は、発電用原子炉ごとに記載してください。
 2 「新規挿入分」とは、初めて原子炉へ挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。
 3 「再挿入分」とは、新規挿入分として課税された核燃料で再び炉内へ挿入されたものをいいます。
 (その3)

申 告 書 核 燃 料 税 出 力 割 修 正 申 告 書					
新潟県知事 様	年月日	※処 理事 項	発信年月日	精査検算	
			通信日付印	確認印	
原子炉設置者の主たる事務所の所在地					
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名		⑤			
法人番号					
この申告の担当部課名及び担当者の氏名		部 課 名 担当者名 電話番号			
申告区分	摘 要	課税標準たる熱出力	税 率	税 額	
申告納付 額	申 告 額	千 k W	円	円	
	納 付 年 月 日	年 月 日			
修正申告 納付額	修正申告額(ア)	千 k W	円	円	
	当初申告額(イ)	千 k W	円	円	
	差引増差額(ア) - (イ) (この申告による納付金額)	/		円	

	増差税額納付年月日	年	月	日
備考				

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「税額」欄は、税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

(その4)

出力割の課税期間及び課税標準に関する明細書

原子炉設置場所				
---------	--	--	--	--

原子炉名				
課税期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
課税標準の計算	熱出力 ①	千kW	千kW	千kW
	課税期間の 月数 ②	月	月	月
	課税標準たる熱出力 ①×②/3	千kW	千kW	千kW
備考				

原子炉名				
課税期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
課税標準の計算	熱出力 ①	千kW	千kW	千kW
	課税期間の 月数 ②	月	月	月
	課税標準たる熱出力 ①×②/3	千kW	千kW	千kW
備考				

課税標準たる熱出力 の合計	千kW
------------------	-----

記載要領

- 「課税期間」欄は、条例第6条に規定する課税期間を記載してください。なお、条例の施行の日の属する課税期間の初日については条例附則第3項の規定が、条例の失効の日の前日の属する課税期間の末日については条例附則第6項の規定がそれぞれ適用されます。
- 「熱出力」欄は、課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力を記載してください。また、1,000キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 最初の申告又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定による熱出力の変更の許可後最初の申告の際には、条例第7条第3項に規定する熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 「課税期間の月数」欄は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算した月数を記載してください。
- 「課税標準たる熱出力」欄の記載については、1,000キロワット未満の端数を切り捨ててください。
- 条例第6条第2項に該当する場合は、「備考」欄にその旨を記載するとともに、同項に定める期間を確認することのできる書類の写しを添付してください。

第2号様式（第3条関係）

核燃料税の申告納付期限指定申請書

新潟県知事様	年 月 日	※処理事項	発信年月日	
			通信日付印	確認印
原子炉設置者の主たる事務所の所在地				
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名		㊞		
法人番号				
この申請の担当部課名及び担当者の氏名		部 課 名 担当者名 電話番号		
下記のとおり申告納付期限の指定を受けたいので、新潟県核燃料税条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。				
原子炉名				
条例第4条第2項第1号又は第2号に定める日		年 月 日 (条例第4条第2項第 号該当)		
取得原価が確定している場合の申告納付期限		年 月 日		
指定を受けようとする申告納付期限		年 月 日		
申告納付期限の指定を必要とする理由				

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

告 示

◎新潟県告示第622号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人社団 塚野目診療所	三条市塚野目2丁目9番54号	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	令和元年10月1日

◎新潟県告示第623号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局新発田加治店	新発田市上館483番地	育成医療・更生医療	令和元年11月1日

◎新潟県告示第624号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
あらまち調剤薬局	三条市荒町2-1-40	育成医療・更生医療	令和元年11月1日
しなの薬局三条店	三条市大野畑6番18-6号	育成医療・更生医療	令和元年11月1日
ミント調剤薬局	三条市南四日町4-7-7	育成医療・更生医療	令和元年11月1日
アイン薬局村上新町店	村上市新町6番52号	育成医療・更生医療	令和元年11月1日
ハート調剤薬局高田駅前店	上越市仲町4丁目2-24	育成医療・更生医療	令和元年11月1日
ミュキ調剤薬局	上越市西本町4丁目5-32	育成医療・更生医療	令和元年11月1日
コクブ薬局	上越市国府4丁目6-17	育成医療・更生医療	令和元年11月1日
堀之内駅前薬局	魚沼市堀之内4036-2	育成医療・更生医療	令和元年11月1日
くしがた調剤薬局	胎内市表町6番17-6	育成医療・更生医療	令和元年11月1日

◎新潟県告示第625号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年11月12日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
塚野目診療所	三条市塚野目2丁目9番54号	育成医療・更生医療	令和元年10月1日
エム・ケイ薬局さんじょう店	三条市興野1丁目6番4号	育成医療・更生医療	令和元年9月22日

◎新潟県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年11月12日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

理事 上越市大潟区潟田260番地

竹田 香苗
(理事長)

退任年月日 令和元年10月19日

◎新潟県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を令和元年10月30日認可した。

令和元年11月12日

新潟県魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の長江川水系土地改良区の定款の変更を令和元年10月29日認可した。

令和元年11月12日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を令和元年10月29日認可した。

令和元年11月12日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第630号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の小布勢土地改良区の定款の変更を令和元年10月29日認可した。

令和元年11月12日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市今板字牛平1198番1から	新	9.0～12.6メートル	434.5メートル
同市今板字牛平978番1まで	旧	6.7～11.2メートル	435.5メートル

◎新潟県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
阿賀野市今板字牛平1198番1から同市今板字牛平978番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月12日